

資料 太陽光発電事業手続きフロー（地域との関連）

事業者の手続き等の流れ / 国ガイドラインの主な事項	市町村(主にエネルギー・環境担当課)において想定される対応	(参考)独自条例・ガイドライン等による規定の先進事例	県の対応
<p>企画立案時</p> <p>国ガイドライン第2章第1節抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係法令・条例手続き等について自治体等への確認及び相談 ○ 防災、環境保全、景観保全の観点からの適切な土地選定 ○ 地域住民との適切なコミュニケーションの実施 	<p>事業者からの相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令や条例等の手続きについて確認及び相談が行われることとされている → 担当部署一覧を作成するなど、庁内で連携して対応する。また、得られた情報を共有する。 ・適切な土地選定にあたって、自治体の指導要綱、ハザードマップ等を参考にするとされている → 相談のあった土地が、防災や自然環境保全、景観保全の観点から、法規制等があるか、庁内で連携して情報を整理しておく。 ・配慮すべき住民の範囲、説明会の開催の可否などの具体的な方法については、計画初期段階から積極的に自治体と相談することとされている → 自治会や地区情報について助言できる体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に基づく手続きにあたり、関係部署との事前協議の実施等を求める ・設置にあたり「配慮すべき区域」等を具体的に示すことができる場合に、あらかじめ周知する ・住民説明会の開催を義務付け、対象範囲を設定するとともに、開催計画の届出、結果報告を求める ・地域が希望する場合に協定締結を求める ・損害保険への加入等の報告を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ窓口を商工労働部産業振興課に設置 ・県で所管する関係法令手続き等について周知を図るとともに、事業者の相談に対応 ・必要に応じて市町村等からの関係法令に関する相談等に対応
<p>設計</p> <p>国ガイドライン第2章第2節抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全を確保し、防災、環境保全、景観保全を考慮した適切な設計 <p>FIT法認定申請 ⇄ 国の認定</p>	<p>申請・認定内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者において計画熟度が高められる期間であり、動向を注視する → 事前に相談等のあった計画内容について、公表されている認定情報や、「関係省庁・自治体向け申請・認定情報提供システム」を利用して、事業者、連絡先、事業内容の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置の際の届出を求める ・計画地に計画内容の表示を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管法令等において、基準等に適合するよう、確認・調査・指導
<p>施工時</p> <p>国ガイドライン第2章第2節抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係法令等を遵守し、防災、環境保全、景観保全を考慮し適切な施工 ○ 外部から見えやすい場所に標識を設置(20kW以上) ○ 構内に容易に立ち入ることができない高さの柵塀等を設置 	<p>住民等からの問合せ・苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手により、近隣住民からの問合せ、また、状況により土砂流出等の苦情が想定される → 標識や柵塀等の設置義務違反、その他の法令違反、地域住民への障害の有無等について確認し、必要に応じて事業者に対し国ガイドラインに沿った対応を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査権限を規定する(条例) (計画どおり設計・施工されているか現地の状況を確認) ・施工完了の報告を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管法令等において、基準等に適合するよう、確認・調査・指導 ・不適切事業者の情報について、必要に応じて国への相談等を実施
<p>運用・管理時</p> <p>国ガイドライン第2章第3節抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保守点検及び維持管理の適切な実施 ○ 異常時に被害発生のおそれがある場合、自治体及び地域住民へ連絡 	<p>住民等からの苦情対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が常駐しない施設では、不適切な維持管理により、様々な苦情が想定される(雨水や土砂の隣地への流出、雑草の繁茂等) → 事業者の連絡先を確認しすみやかに対応を要請する。適切な対応が図られない場合には、「不正情報提供フォーム」を利用した国への通報を検討するとともに、必要に応じて県に相談を行う。 <p>異常時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障や災害等による設備異常時に、事業者からの連絡、住民からの通報が想定される → 必要に応じて状況を確認し、感電防止のための立入防止等の措置をとるよう、事業者に対し指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理時の連絡体制の報告を求める ・薬剤使用等の維持管理計画の提出を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管法令等において、基準等に適合するよう、確認・調査・指導 ・不適切事業者の情報について、必要に応じて国への相談等を実施
<p>撤去及び処分時</p> <p>国ガイドライン第2章第5節抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行う 	<p>必要に応じて撤去等状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去及び処分は今後増加していくと予想されており、適正な対応の必要がある → 不正処理等発見時にはすみやかに県担当部署との情報共有を行うとともに、事業の状況について認定情報を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の更新(大規模変更)及び廃止時の届出を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、廃棄物処理法等に基づき、適正な処理を指導